

福井県報

第 2928 号
平成30年
6月5日(火)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

- 告示
- 有害な興行の指定(二六五・県民安全課)……………一
 - 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録(二六六・長寿福祉課)……………一
 - 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の変更(二六七・同)……………二
 - 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録喀痰吸引等事業者の登録(二六八・同)……………二
 - 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録研修機関の変更(二六九・同)……………三
- 公告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(政策統計・情報課)……………三
 - 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請(女性活躍推進課)……………三
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(県立病院)……………三
 - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(二件・工業技術センター)……………四
- 選挙管理委員会告示
- 政治団体の設立の届出(五四)……………七

- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(五五)……………八
 - 資金管理団体の指定の届出(五六)……………九
- 監査委員会告示
- 包括外部監査の事務を補助する者の氏名等(一三)……………一〇

告示

福井県告示265号
福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年6月5日

福井県知事 西川 一誠

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 平成30年5月25日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	マジカル・セックス 淫ら姫の冒険	山本組<オーピー映画>
映画	人情フェロモン もち肌わしづかみ	竹洞組<オーピー映画>
映画	デコトラガール 天使な誘惑	柿原組<オーピー映画>
映画	痴漢学園 すさまじい淫行	池島組<新東宝映画>

福井県告示第266号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項に規定する登録特定行為事業者を登録したので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により、次のとおり公示する。

平成30年6月5日

福井県知事 西川 一誠

- 事業所の名称
地域密着型介護老人福祉施設プライン
ハイツ春江サービスセンター
- 事業所の所在地
坂井市春江町針原59-1

- 3 事業者の名称
社会福祉法人双和会
- 4 登録年月日
平成30年4月12日
- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
- 7 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
登録番号
181110267

福井県告示第267号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の6に規定する届出があったので、同法第48条の8の規定により、次のとおり公示する。

平成30年6月5日

福井県知事 西川 一誠

- 1 登録特定行為事業者登録番号
181110125
- 2 変更前の代表者の氏名
理事長 前川 長慶
- 3 変更後の代表者の氏名
理事長 野村 正昭
- 4 変更年月日
平成30年4月1日

福井県告示第268号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3に規定する登録喀痰吸引等事業者を登録したので、同法第48条の8の規定により、次のとおり公示する。

平成30年6月5日

福井県知事 西川 一誠

- 一1 事業所の名称
あわらし金津雲雀ヶ丘寮介護老人福祉施設
- 2 事業所の所在地
あわらし春宮3丁目28-21
- 3 事業者の名称
あわらし市
- 4 登録年月日
平成30年4月16日
- 5 サービスの種類
介護老人福祉施設
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
- 7 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
登録番号
181110268
- 二1 事業所の名称
あわらし金津雲雀ヶ丘寮ユニット型介護老人福祉施設
- 2 事業所の所在地
あわらし春宮3丁目28-21
- 3 事業者の名称
あわらし市
- 4 登録年月日
平成30年4月16日
- 5 サービスの種類
介護老人福祉施設
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
- 7 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
登録番号
181110269
- 三1 事業所の名称
あわらし市金津雲雀ヶ丘寮介護老人ホーム特定施設入居者生活介護事業所

- 2 事業所の所在地
あわらし春宮3丁目28-21
- 3 事業者の名称
あわらし市
- 4 登録年月日
平成30年4月16日
- 5 サービスの種類
特定施設入居者生活介護
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
- 7 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
登録番号
181110270
- 四1 事業所の名称
特別養護老人ホーム 豊楽園
- 2 事業所の所在地
坂井市坂井町下関42-4-1
- 3 事業者の名称
社会福祉法人坂井福祉会
- 4 登録年月日
平成30年4月17日
- 5 サービスの種類
介護老人福祉施設
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
- 7 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
登録番号
181110271
- 五1 事業所の名称
豊楽園 短期入所生活介護
- 2 事業所の所在地
坂井市坂井町下関42-4-1
- 3 事業者の名称
社会福祉法人坂井福祉会
- 4 登録年月日

- 平成30年4月17日
- 5 サービスの種類
短期入所生活介護
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
- 7 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
登録番号
181110272
- 六1 事業所の名称
ウエルネス木村
- 2 事業所の所在地
あわらし自由ヶ丘2-15-23
- 3 事業者の名称
社会福祉法人坂井福祉会
- 4 登録年月日
平成30年4月17日
- 5 サービスの種類
短期入所生活介護
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
- 七1 事業所の名称
ウエルネス木村
- 2 事業所の所在地
あわらし自由ヶ丘2-15-23
- 3 事業者の名称
社会福祉法人坂井福祉会
- 4 登録年月日
平成30年4月17日
- 5 サービスの種類
特定施設入居者生活介護
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引

鼻腔内の喀痰吸引

- 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
登録番号
1 8 1 1 1 0 2 7 4
- 八1 事業所の名称
地域密着型介護老人福祉施設 湯池野
- 2 事業所の所在地
坂井市坂井町下関 4 2 - 4 - 2
- 3 事業者の名称
社会福祉法人坂井福祉会
- 4 登録年月日
平成30年4月17日
- 5 サービスの種類
地域密着型介護老人福祉施設
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
- 7 鼻腔内の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
登録番号
1 8 1 1 1 0 2 7 5
- 九1 事業所の名称
短期入所生活介護 湯池野
- 2 事業所の所在地
坂井市坂井町下関 4 2 - 4 - 2
- 3 事業者の名称
社会福祉法人坂井福祉会
- 4 登録年月日
平成30年4月17日
- 5 サービスの種類
短期入所生活介護
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
- 7 鼻腔内の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
登録番号
1 8 1 1 1 0 2 7 6

福井県告示第269号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条に規定する届出があったので、同法附則第17条第2号の規定により、次のとおり公示する。

- 平成30年6月5日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 登録研修機関登録番号
1 8 1 3 1 1 8
- 2 変更前の申請者の住所または所在地
東京都台東区元浅草 3 - 1 9 - 9 M
1ビル1F
- 3 変更後の申請者の住所または所在地
東京都台東区上野 3 - 1 8 - 1 3 パ
ークリーガル上野ビル6F
- 4 変更年月日
平成30年5月1日

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

- 平成30年6月5日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 随意契約に係る特定役務の名称
行政情報ネットワーク ネットワーク更新設計および構築業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県総合政策部政策統計・情報課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年5月25日

4 随意契約の相手方の名称および住所

- 日本電気株式会社福井支店
福井県福井市大手2丁目7番15号
- 5 随意契約に係る契約金額
9 4 , 8 0 2 , 4 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
特命随意契約
- 7 随意契約理由
セキユリテイ対策の観点から、ネットワーク構成や設定情報を公開することはできず、一般競争入札に適さないため

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

- 平成30年6月5日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 申請のあった年月日
平成30年5月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
(1) 名称
特定非営利活動法人ケアサポート・春駒
- (2) 代表者の氏名
橋本 達昌
- (3) 主たる事務所の所在地
福井県越前市天王町1番23号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、元料亭春駒を有効活用し、地域に暮らす子どもたちや高齢者そして障害児・者たちに対して、その人たちの人権が尊重され、地域で生き生きと生活できることを目指して、小規模・多機

能・地域密着型の福祉事業の展開を行い

、新しいコミュニティの創造に寄与することを目的とする。

- 3 縦覧に供する期間および場所
(1) 縦覧に供する期間
平成30年5月24日から平成30年6月23日まで
- (2) 縦覧に供する場所
福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

- 平成30年6月5日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 随意契約に係る特定役務の名称および数量
陽子線がん治療センター治療装置運転・維持・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課利用環境サービ
ス室
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年3月27日
- 4 随意契約の相手方の名称および住所
三菱電機株式会社北陸支社
石川県金沢市広岡3丁目1-1
- 5 随意契約に係る契約金額
2 6 3 , 5 2 0 , 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることにした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。
平成30年6月5日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
薄層多軸補強シート移送装置 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限
平成31年2月28日（木）

(4) 納入場所
福井県福井市川合鷲塚町61-10
福井県工業技術センター

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この入札に係る特定調達契約の入札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第

16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること（発注仕様書に適合する物品の仕様書（以下「入札仕様書」という。）およびその他必要と認められる書類（以下「カタログ、メンテナンス体制表等（以下「入札仕様書等」という。））により、福井県職員が審査する。）。)

(4) この入札に係る調達物品の点検、修理および部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができるものと認められる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者

に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができな

い者は、入札手続きに支障がない場合に限り、紙入札承認願（入札説明書別紙様式2）を提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書様式その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、調達物品の仕様に関する福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

なお、当該入札仕様書等の内容について

、当該技術的審査に係る事務を担当する部局から説明または確認を求められる場合がある。

(1) 申請書等の提出期間および場所
ア 期間
平成30年6月5日（火）9時から
平成30年6月19日（火）17時まで

イ 場所
福井県福井市川合鷲塚町61-10
福井県工業技術センター管理室

(2) 申請書等の提出方法
電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

5 入札説明書等の交付等に関する事項ならびに入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先
〒910-0102
福井県福井市川合鷲塚町61-10

福井県工業技術センター管理室
電話 0776-55-0664

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

(3) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

4(2)と同様とする。

提出期間内に提出先に持参または郵送すること（郵送の場合は簡易書留郵便とする。）。なお、電報または電送による入札書の提出は認めない。

(4) 入札書の提出期間

平成30年7月17日(火) 8時30分から平成30年7月18日(水) 16時まで

(5) 開札日時および場所

ア 日時 平成30年7月19日(木) 10時

イ 場所

福井県福井市川合鷲塚町61-10
福井県工業技術センター

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効
福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否
要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくはは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載の別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先
〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県会計局会計課総務事務第三グループ
電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased
Manufacturing machine for thin layer multi-axis reinforced sheet, 1 set

(2) Date, time of bidding
10:00A.M. July 19th, 2018

(3) Deadline for the submission of tenders 16:00P.M. July 18th, 2018

(4) The place for delivery and contact point for the notice
Management section, Industrial technology center of Fukui prefecture
61-10 Kawaiwashizuka-cho, Fukui city,
Fukui prefecture, 910-0102, Japan
TEL 0776-55-0664

(5) 納入期限
平成31年2月28日(木)

(6) 納入場所
福井県福井市川合鷲塚町61-10
福井県工業技術センター

2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この入札に係る特定調達契約の入札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に係る技術的審査により、この入札に係る技術的審査する技術的能力を有すると認められる者であること（発注仕様書に適合する物品の仕様書（以下「入札仕様書」という。）およびその他必要と認められる書類（以下「カタログ、メンテナンス体制表等（以下

4条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月5日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
ハイブリッド成形システム 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

(4) 納入場所
福井県福井市川合鷲塚町61-10
福井県工業技術センター

2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この入札に係る特定調達契約の入札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に係る技術的審査により、この入札に係る技術的審査する技術的能力を有すると認められる者であること（発注仕様書に適合する物品の仕様書（以下「入札仕様書」という。）およびその他必要と認められる書類（以下「カタログ、メンテナンス体制表等（以下

4条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月5日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
ハイブリッド成形システム 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

(4) 納入場所
福井県福井市川合鷲塚町61-10
福井県工業技術センター

2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この入札に係る特定調達契約の入札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に係る技術的審査により、この入札に係る技術的審査する技術的能力を有すると認められる者であること（発注仕様書に適合する物品の仕様書（以下「入札仕様書」という。）およびその他必要と認められる書類（以下「カタログ、メンテナンス体制表等（以下

4条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月5日

福井県知事 西川 一誠

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
ハイブリッド成形システム 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書および発注仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 納入期限

(4) 納入場所
福井県福井市川合鷲塚町61-10
福井県工業技術センター

2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この入札に係る特定調達契約の入札の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に係る技術的審査により、この入札に係る技術的審査する技術的能力を有すると認められる者であること（発注仕様書に適合する物品の仕様書（以下「入札仕様書」という。）およびその他必要と認められる書類（以下「カタログ、メンテナンス体制表等（以下

「入札仕様書等」という。)により、福井県職員が審査する。)

(4) この入札に係る調達物品の点検、修理および部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分な整備、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると思われる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができないう者は、入札手続きに支障がない限り、紙入札承認願(入札説明書別紙様式2)を提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあつては、入札説明書別紙様式1)に、調達物品に係る物品の仕様書その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、調達物品の仕様に関する福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

なお、当該入札仕様書等の内容について、当該技術的審査に係る事務を担当する部局から説明または確認を求められる場合がある。

(1) 申請書等の提出期間および場所

ア 期間

平成30年6月5日(火)9時から
平成30年6月19日(火)17時まで

イ 場所

福井県福井市川合鷲塚町61-10
福井県工業技術センター管理室

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたフアイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

5 入札説明書等の交付等に関する事項ならびに入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-0102

福井県福井市川合鷲塚町61-10

福井県工業技術センター管理室

電話 0776-55-0664

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

(3) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に提出先に持参または郵送すること(郵送の場合は簡易書留郵便とする。)。なお、電報または電送による入札書の提出は認めない。

(4) 入札書の提出期間

平成30年7月17日(火)8時30分から平成30年7月18日(水)16時まで

(5) 開札日時および場所

ア 日時

平成30年7月19日(木)10時10分

イ 場所

福井県福井市川合鷲塚町61-10
福井県工業技術センター

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規

則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載の別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含め定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務事務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased

Hybrid molding system, 1 set

(2) Date, time of bidding
10:10A.M. July 19th, 2018

(Time-limit for the submission of tenders 16:00P.M. July 18th, 2018)

(3) Deadline for delivery
February 28th, 2019

(4) The place for delivery and contact point for the notice

Management section, Industrial technology center of Fukui prefecture

61-10 Kawaiwashizukacho, Fukui city,

Fukui prefecture, 910-0102, Japan

TEL 0776-55-0664

福井県選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年6月5日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

(その他の政治団体)

(国会議員関係政治団体以外の政治団体)

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地

平成30年 4月20日	堺啓介を支える越前市の 明日を考える会	堺 啓介	堺 啓介	越前市本多3-2-5
平成30年 5月7日	桶谷耕一後援会	桶谷 耕一	桶谷 耕一	越前市国府2-3-15
平成30年 5月7日	子どもたちの未来を考える 会	原 長司	藪下 誠治	大野市月美町2-5
平成30年 5月11日	近藤みつひろ後援会	近藤 光広	米倉 正具	越前市野上町1-41-2
平成30年 5月11日	清水一徳後援会	石川 浩	加藤 信一	越前市新在家町11-11-1

福井県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年6月5日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動 年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
平成30年 4月1日	福井維新の会	丸山 穂高	主たる事務所 の所在地	福井市みのり1-24-35	福井市中央2-3-18稲沢ビル2階
			代表者	丸山 穂高	吉田 豊史
			会計責任者	吉川 貞明	鈴木 宏治
			代表者	石丸 健一	深美 龍一郎
平成30年 4月18日	高田やすまさ後援会	石丸 健一	代表者	中西 誠一郎	若林 喜久男
平成30年 4月23日	福測協同志会	中西 誠一郎	会計責任者	吉田 直人	中西 誠一郎
			代表者	伊藤 康信	田中 淳
平成30年 4月24日	福井県理学療法士連 盟	伊藤 康信	会計責任者	米村 好真	

平成30年 4月26日	新しい鯖江牧野百男 後援会	牧野 正男	代表者	牧野 正男	堀 勝實
平成30年 5月1日	斉木武志後援会	斉木 武志	代表者	斉木 武志	玉村 和夫
			会計責任者	松田 耕治	北條 正
			国会議員関 係政治団体 の区分	政治資金規正法第19条の7第 1項第1号および第2号に係る 国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政 治団体
			公職の種類 (第1号)	衆議院議員	
			公職の候補 者の氏名お よび公職の 種類 (第2号)	斉木 武志、衆議院議員	
平成30年 5月10日	国民民主党福井県総 支部連合会	山本 正雄	名称	国民民主党福井県総支部連合会	民進党福井県総支部連合会
平成30年 5月10日	国民民主党福井県第 1区総支部	山本 正雄	名称	国民民主党福井県第1区総支部	民進党福井県第1区総支部

福井県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年6月5日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

指 定 年 月 日	資 金 管 理 団 体 の 届 出 を し た 者 の 氏 名 (代 表 者)	届 出 を し た 者 に 係 る 公 職 の 種 類	資 金 管 理 団 体 の 名 称	主 た る 事 務 所 の 所 在 地
-----------------------	---	--	---	--

平成30年 5月1日	齊木 武志	衆議院議員	齊木武志後援会	越前市片屋町58-11-1 タケフニユータカソビル3号
平成30年 5月1日	榑谷 耕一	越前市議会議員	榑谷耕一後援会	越前市国府2-3-15

監査委員告示

福井県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定に基づき協議が調ったので告示する。

平成30年6月5日

福井県監査委員 榑谷 好晃
同 西本 正俊
同 緒方 正嗣
同 平鍋 順一

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名
および住所

氏名	住 所
藤井 宏澄	鯖江市定次町128
木村 善路	福井市東大味町35-9
斎藤 栄慶	福井市西谷3-2201
谷川 俊太郎	福井市二の宮3-36-16
安岡 聖知	大野市錦町4-2
武田 敦	福井市二の宮3-21-25

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部
監査人の監査を補助できる期間
平成30年6月5日から平成31年3月
31日まで

平成三十年六月五日印
平成三十年六月五日発

刷 行

発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
印刷人 千九一〇一〇八五八 福井県福井市手寄二丁目十五-二十七 株式会社印刷所 ☎三三三三番